

## 公益社団法人十和田青年会議所理事及び監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第26条に規定する正会員の資格を有しない監事の報酬の支給基準について定めたものである。

(報酬の支給規程)

第2条 正会員の資格を有しない監事の報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、日当による。
- (2) 報酬の額の算定方法は、理事会等への出席1回につき20,000円を上限に総会の決議を経た額とする。ただし、当該監事が報酬の受領を辞退した場合は、これを支給しない。
- (3) 支給の方法は、出席の都度、銀行振込みによる。
- (4) 支給の形態は、現金とする。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。